

|                                                                                                                                                                                                            |                  |     |               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                                                                                                                                                      | 平成19年9月26日       | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第3部 |
| 事件番号                                                                                                                                                                                                       | 平成19年（行ケ）第10042号 |     |               |
| ○本件商標（標準文字で「腸能力」と書してなる。）の指定商品である第29類「豆乳を主原料とするカプセル状の加工食品」と，引用商標（毛筆書き風の文字で「腸脳力」と横書きしてなる。）の指定商品中の第29類「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳，その他の豆乳」とは，互いに類似する商品ということができないとした審決（商標法4条1項11号を理由とする無効審判請求を不成立としたもの。）が取り消された事例。 |                  |     |               |

（関連条文）商標法4条1項11号

本件は，Ｙ（被告）を商標権者とする本件商標（標準文字で「腸能力」と書してなり，指定商品を第29類「豆乳を主原料とするカプセル状の加工食品」とする。）に対する無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

Ｘ（原告）は，本件商標は，引用商標（毛筆書き風の文字で「腸脳力」と横書きしてなり，第29類「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳，その他の豆乳」等を指定商品とする。）と，類似する商標であり，本件商標の指定商品は，引用商標の指定商品中の「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳，その他の豆乳」と，類似する商品であるから，本件商標の登録は，商標法4条1項11号に該当するものに対してされたものであり，同法46条1項1号により無効とされるべきであると主張したのに対し，特許庁は，本件商標の指定商品と引用商標の指定商品中の「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳，その他の豆乳」は，互いに類似する商品ということができないから，本件商標が商標法4条1項11号に該当するとする原告（請求人）の主張は理由がない，との審決をした。

本判決は，指定商品の類否判断の基準について，次のとおり判示した。

「商標法4条1項11号は，「当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて，その商標登録に係る指定商品・・・又はこれらに類似する商品・・・について使用をするもの」については，商標登録を受けることができない旨を規定する。すなわち，同号は，当該商標が同号所定の商標登録を受けることができない場合に該当するというためには，単に出願に係る商標が他人の商標登録等に係る商標と同一又は類似することでは足りず，併せて出願に係る指定商品が他人の登録商標に係る指定商品と同一又は類似することが必要であると規定する。このような規定がされた趣旨は，出願に係る指定商品と他人の商標登録に係る指定商品が，商品としての種類や性質を異にするような場合であれば，たとえ，「他人の登録商標」とこれに「類似する商標」が使用されたとしても，需要者，取引者に対し，商品の出所を混同させることはなく，取

引社会に混乱を与えたり，登録商標を有する者の利益を害したりする等の弊害はないと解したからに他ならない。そうすると，同号において，指定商品が相互に類似するか否かを判断するに当たっては，それぞれの商品の性質，用途，形状，原材料，生産過程，販売過程及び需要者の範囲など取引の実情，さらに，仮に，同号にいう「類似する商標」が，両商品に使用されたと想定した場合，これに接する取引者，需要者が，商品の出所について誤認混同を来すおそれがないか否かの観点を含めた一切の事情を総合考慮した結果を基準とすべきである。（なお，今日の取引社会にあつては，需要者，取引者は，商標によって，出所の同一性を識別判断するのが通常であるから，仮に両商品に「同一の商標」（同号にいう「他人の登録商標」）が付されれば，たとえ商品の種類・性質等が大きく異なっていたとしても，通常は両商品の出所が同一であるか又は関連性を有すると誤認するおそれが存在することとなり，指定商品の類似の範囲は際限なく拡大し，不合理な結果を招くものといえる。したがって，商品に使用した場合に商品の出所について混同を来さないか否かを判断する際に想定する仮想的な商標（同号にいう「類似する商標」）に「同一の商標」を含めて，機械的形式的に判断するのは，必ずしも適切でないというべきである。）

本判決は，上記の観点から本件の具体的事案について検討し，（１）本件商標の指定商品である「豆乳を主原料とするカプセル状の加工食品」は，主原料を豆乳とし，カプセル状に成形する商品であることに照らすならば，健康に効果があるとして，又は効果が期待されるとして製造販売される，いわゆる健康食品の範疇に入る，引用商標の指定商品中の「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳」は，乳酸菌と酵母等の共棲培養物から抽出された物質を加味した食品であり，乳酸菌及び酵母の培養物を濃縮，抽出等することにより得られる物質を添加するなどして製造される健康食品は数多く存在することに照らすと，健康に効果があるとして，又は効果が期待されるとして製造販売される，いわゆる健康食品の範疇に入るものを含む，我が国では，大手・中小の食品メーカー・飲料メーカーは同一の企業が，生鮮食料品を加工した食料品や通常の飲料を製造販売するとともに，いわゆる健康食品も製造販売している例が数多く存在すること，豆乳を主原料とする食品としては，液状の調整豆乳（パック入りのもの）が健康食品としても製造販売されているが，そればかりではなく，顆粒状あるいはタブレット状の健康食品も製造販売されていること等の取引の実情があることを認定した上で，（２）本件商標の指定商品「豆乳を主原料とするカプセル状の加工食品」及び引用商標の指定商品中の「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳」は，いずれも，豆乳を主原料とし，健康に効果があるとして，又は効果が期待されるものとして製造販売される，いわゆる健康食品の範疇に属する商品を含む点において共通することに照らすと，両者は，商品の性質，用途，原材料，生産過程，販売過程及び需要者の範囲などの取引の実情において共通する商品であり，さらに，仮に商標法４条１項１１号にいう「類似する商標」が使用されることを想定した場合，これに接する取引者，需要者は，商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがないとはいえない程度に共通の特徴を有する商品であると解すべきであるから，本件商標の指

定商品である「豆乳を主原料とするカプセル状の加工食品」と、引用商標の指定商品中の「共棲培養した乳酸菌生成エキスを加味してなる豆乳」とは、それぞれの指定商品が類似すると判断した。